

特定非営利活動法人ソルウェイズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソルウェイズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児者（医療的ケア児者含む）やその家族に対して、療育、保育、教育、休息、子育て支援、医療・福祉サービスの提供、家族の介護負担軽減となるサービスの提供、福祉施設等の運営に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児入所施設
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (10) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター
- (11) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (12) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (13) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (14) 障害児者の自立支援に関する事業
- (15) 障害児の保育所の経営
- (16) 病児保育事業の経営

- (17) 児童養護施設の経営
- (18) 障害児の兄弟姉妹の預かり事業の経営
- (19) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (20) 障害児者の社会参画や理解を広める為の啓蒙活動及び権利擁護活動
- (21) 障害児者と社会との交流を図るイベント、セミナー等の企画・運営
- (22) 障害児者への支援に関する研修
- (23) 子どもに関する調査研究、出版及び権利・発達を支援するための研修
- (24) 障害児者に関する情報提供及び政策に関する提言
- (25) ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業
- (26) 医療法に基づく事業所内での診療所の経営事業
- (27) 障害児者の為の診療所、訪問診療の経営
- (28) 障害児者の為の調剤薬局、宅配薬局の経営
- (29) 障害児者及び家族に対する健康維持及び健康増進事業
- (30) 障害児者及び家族のレスパイトケアに関する事業
- (31) 障害児者及び家族の雇用創出及び雇用促進事業
- (32) 障害児者及び家族の為の商品の企画・製造・販売
- (33) 障害児者及び家族の負担軽減のための住環境整備の相談・支援事業
- (34) 福祉用具、医療機器及び玩具の販売、リサイクル及びメンテナンス事業
- (35) 障害児者及び家族の生活支援事業
- (36) 障害児者及び家族の為のソフトウェア開発・販売
- (37) 障害児者及び家族の為の旅行事業の企画・催行
- (38) 障害児者及び家族に向けた入浴、理美容、写真館事業
- (39) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (40) 要介護者及び高齢者の搬送業務
- (41) 自家用自動車有償運送事業
- (42) 特定旅客自動車運送事業
- (43) 旅館業法に基づく旅館業
- (44) 不動産の仲介、賃貸および管理業務
- (45) 障害児者に関係する役務の提供
- (46) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し事業の運営に関わる個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会し事業の運営に関わらない個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助する目的で入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、以下の通りとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を業務執行理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に 関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法を利用して、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表理事が指名する

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等の電磁的方法を利用して表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メール等の電磁的方法を利用して表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メール等の電磁的記録を利用して同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法を利用して、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等の電磁的方法を利用して表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メール等の電磁的方法を利用した表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければ

ばならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 宮本 佳江
副代表理事 関 友子
副代表理事 清野 武
監 事 運上 昌洋
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
入会金 10,000円 年会費 10,000円
 - (2) 準会員
入会金 5,000円 年会費 5,000円
 - (3) 賛助会員
個人 入会金 5,000円 年会費 10,000円
法人 入会金 10,000円 年会費 10,000円（一口）

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソルウェイズ

1 事業実施の方針

2025 年度計画では、ソルキッズ、モアナ、リノキッズ、あいキッズ、ラナキッズの 5 事業所の運営を 3 拠点地域に分け、地域との連携を積極的に行い、また、訪問看護ステーションあみえる、居宅介護リマ、居宅訪問型児童発達支援バンビ、保育所等訪問支援シンバ、さらに、2025 年度開所の医療型短期入所(レスパイトハウス コタン)および診療所(いしかりこどもクリニック)など全て事業所が連携をはかり、新拠点を中心に新たな展開に挑戦していく年度となります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	①ソルキッズ、②モアナ、③リノキッズ、④あいキッズ、⑤ラナキッズ、⑥コタン ※重症心身障がい児者、医療的ケア児者を対象としたデイサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護)および短期入所	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内の事業所 (C) 5 人以上/日/事業所 ※事業所ごとにマンツーマン以上の手厚い支援を実施しています	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 5 人/日/事業所	277,715
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業・特定相談支援事業	・みらいく	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内の事業所 (C) 2 人/日	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 130 人(件)	3,500
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、移動支援事	・あみえる ・リマ	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内 (C) 30 人	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 50 人/日	149,000

業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、自家用自動車有償運送事業				
医療法に基づく事業所内での診療所の経営事業	いしかりこどもクリニック	(A) 通年 (B) 石狩市内 (C) 20 人	(D) 圏域のすべての子どもおよび家族、きょうだい児 (E) 70 人/日	134,880
病児保育事業の経営	病児保育室らいおん	(A) 2025 年 6 月～26 年 3 月 (B) 石狩市内 (C) 20 人	(D) 体調に不安のある子どもおよび家族、きょうだい児 (E) 380 人	13,500
障害児者と社会との交流を図るイベント、セミナー等の企画・運営、障害児者への支援に関する研修	短期入所向け勉強会	(A) 年 3 回 (B) 札幌市内、石狩市内およびオンライン (C) 10 人	(D) 医療および福祉従事者、当事者家族 (E) 30 人/回	100
障害児者の社会参画や理解を広めるための啓蒙活動及び権利擁護活動、子どもに関する調査研究、出版及び権利・発達を支援するための研修、障害児者に関する情報提供及び政策に関する提言	年次報告会	(A) 2025 年 9 月 (B) オンライン (C) 10 人	(D) 医療および福祉従事者、当事者家族、寄付者 (E) 100 人	5

578,700

なお定款第 5 条に記載している次の事業(児童福祉法に基づく障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、障害児者の自立支援に関する事業、障害児の保育所の経営、児童養護施設の経営、障害児の兄弟姉妹の預かり事業の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業、障害児者のための診療所、訪問診療の経営、障害児者のための調剤薬局、宅配薬局の経営、障害児者及び家族に対する健康維持及び健康増進事業、障害児者及び家族のレスパイトケアに関する事業、障害児者及び家族の雇用創出及び雇用促進事業、障害児者及び家族の為の商品の企画・製造・販売、障害児者及び家族の負担軽減のための住環境整備の相談・支援事業、福祉用具、医療機器及び玩具の販売、リサイクル及びメンテナンス事業、障害児者及び家族の生活支援事業、障害児者及び家族の為のソフトウェア開発・販売、障害児者及び家族の為の旅行事業の企画・催行、障害児者及び家族に向けた入浴、理美容、写真館事業、一般乗用旅客自動車運送事業、要介護者及び高齢者の搬送業務、特定旅客自動車運送事業、旅館業法に基づく旅館業、不動産の仲介、賃貸および管理業務、障害児者に関係する役務の提供、前各号の事業に付帯する事業)については、2025 年度は実施しないものとする。

2026年度の事業計画書

2026年4月1日 から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人ソルウェイズ

1 事業実施の方針

2026年度計画では、昨年5月に開所した医療型短期入所(レスパイトハウス コタン)及び診療所(いしかりこどもクリニック)の事業基盤強化に加えて、ソルキッズ・モアナ・リノキッズ・あいキッズ・ラナキッズの5事業所の運営、地域との連携を積極的に行います。また、訪問看護ステーションあみえる、居宅介護リマ、居宅訪問型児童発達支援バンビ、保育所等訪問支援シンバなど全て事業所が連携をはかり、新事業の展開に向けて挑戦していく年度となります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	①ソルキッズ、②モアナ、③リノキッズ、④あいキッズ、⑤ラナキッズ⑥コタン ※重症心身障がい児者、医療的ケア児者を対象としたデイサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護)および短期入所	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内の事業所 (C) 5人以上/日/事業所 ※事業所ごとにマンツーマン以上の手厚い支援を実施しています	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 5人/日/事業所	277,715
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業・特定相談支援事業	・ みらいく	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内の事業所 (C) 2人/日	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 130人(件)	3,500
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、移動支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、自家用自動車有償運送事業	・ あみえる ・ リマ	(A) 通年 (B) 札幌市内、石狩市内 (C) 30人	(D) 重症心身障がい児者、医療的ケア児者および家族、きょうだい (E) 50人/日	149,000
医療法に基づく事業所内での診療所の経営事業	いしかりこどもクリニック	(A) 通年 (B) 石狩市内 (C) 20人	(D) 圏域のすべての子どもおよび家族、きょうだい児 (E) 70人/日	137,000
病児保育事業の経営	病児保育室らいおん	(A) 通年 (B) 石狩市内 (C) 20人	(D) 体調に不安のある子どもおよび家族、きょうだい児	15,000

			(E) 500人	
障害児者と社会との交流を図るイベント、セミナー等の企画・運営、障害児者への支援に関する研修	短期入所向け勉強会	(A) 年3回 (B) 札幌市内、石狩市内およびオンライン (C) 10人	(D) 医療および福祉従事者、当事者家族 (E) 30人/回	100
障害児者の社会参画や理解を広めるための啓蒙活動及び権利擁護活動、子どもに関する調査研究、出版及び権利・発達を支援するための研修、障害児者に関する情報提供及び政策に関する提言	年次報告会	(A) 2026年9月 (B) オンライン (C) 10人	(D) 医療および福祉従事者、当事者家族、寄付者 (E) 100人	5

なお定款第5条に記載している次の事業(児童福祉法に基づく障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、障害児者の自立支援に関する事業、障害児の保育所の経営、児童養護施設の経営、障害児の兄弟姉妹の預かり事業の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、ホームヘルパー等介護職養成事業及び喀痰吸引等研修事業、障害児者のための診療所、訪問診療の経営、障害児者のための調剤薬局、宅配薬局の経営、障害児者及び家族に対する健康維持及び健康増進事業、障害児者及び家族のレスパイトケアに関する事業、障害児者及び家族の雇用創出及び雇用促進事業、障害児者及び家族の為の商品の企画・製造・販売、障害児者及び家族の負担軽減のための住環境整備の相談・支援事業、福祉用具、医療機器及び玩具の販売、リサイクル及びメンテナンス事業、障害児者及び家族の生活支援事業、障害児者及び家族の為のソフトウェア開発・販売、障害児者及び家族の為の旅行事業の企画・催行、障害児者及び家族に向けた入浴、理美容、写真館事業、一般乗用旅客自動車運送事業、要介護者及び高齢者の搬送業務、特定旅客自動車運送事業、旅館業法に基づく旅館業、不動産の仲介、賃貸および管理業務、障害児者に関係する役務の提供、前各号の事業に付帯する事業)については、2026年度は実施しないものとする。

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソルウェイズ

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
賛助会員受取会費	300,000	430,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
補助金	3,000,000		
受取民間助成金	28,700,000	31,700,000	
4. 事業収益			
放課後等児童デイ + 短期入所	307,000,000		
居宅介護 (リマ)	24,000,000		
訪問看護 (あみえる)	140,000,000		
相談支援事業 (みらいく)	4,000,000		
診療所 (いしかりこどもクリニック)	150,000,000		
病児保育	13,500,000	638,500,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			671,630,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	340,000,000		
通勤費	4,100,000		
法定福利費	51,000,000		
福利厚生費	2,000,000		
人件費計	397,100,000		
(2) その他経費			
会議費	1,000,000		
業務委託費	10,000,000		
印刷製本費	1,500,000		
医療品費	100,000,000		
教材費	1,500,000		
水道光熱費	5,500,000		
地代家賃	20,300,000		
車両費	10,000,000		
通信運搬費	4,200,000		
旅費交通費	3,000,000		
減価償却費	12,000,000		
保険料	6,000,000		
支払手数料	5,000,000		
支払利息	800,000		
租税公課	800,000		
その他経費計	181,600,000		
事業費計		578,700,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000,000		
給料手当	8,000,000		
法定福利費	1,200,000		
福利厚生費	400,000		
人件費計	39,600,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	1,500,000		
会議費	500,000		
旅費交通費	15,000,000		
支払利息	500,000		
その他経費計	17,500,000		
管理費計		57,100,000	
経常費用計			635,800,000
当期経常増減額			35,830,000
III 経常外収益			

定款変更の認証を受けた事業年度 活動予算書
2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソルウェイズ

科目		金額		(単位：円)
1. 固定資産売却益		0		
経常外収益計				0
IV 経常外費用				
1. 過年度損益修正損		0		
経常外費用計				0
当期正味財産増減額				35,830,000
前期繰越正味財産額				96,742,643
次期繰越正味財産額				132,572,643

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注)
重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP153の様式例を参照）。

2026年度 活動予算書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソルウェイズ

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
賛助会員受取会費	300,000	430,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3 受取助成金等			
補助金	3,000,000		
受取民間助成金	28,700,000	31,700,000	
4 事業収益			
放課後等児童デイ+短期入所	307,000,000		
居宅介護 (リマ)	24,000,000		
訪問看護 (あみえる)	140,000,000		
相談支援事業 (みらいく)	4,000,000		
診療所 (いしかりこどもクリニック)	150,000,000		
病児保育	15,000,000	640,000,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			673,130,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	343,000,000		
通勤費	4,270,000		
法定福利費	51,450,000		
福利厚生費	2,000,000		
人件費計	400,720,000		
(2) その他経費			
会議費	1,000,000		
業務委託費	10,000,000		
印刷製本費	1,500,000		
医療品費	100,000,000		
教材費	1,500,000		
水道光熱費	5,500,000		
地代家賃	20,300,000		
車両費	10,000,000		
通信運搬費	4,200,000		
旅費交通費	3,000,000		
減価償却費	12,000,000		
保険料	6,000,000		
支払手数料	5,000,000		
支払利息	800,000		
租税公課	800,000		
その他経費計	181,600,000		
事業費計		582,320,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	31,000,000		
給料手当	8,000,000		
法定福利費	1,200,000		
福利厚生費	400,000		
人件費計	40,600,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	1,500,000		
会議費	500,000		
旅費交通費	15,000,000		
支払利息	500,000		
その他経費計	17,500,000		
管理費計		58,100,000	
経常費用計			640,420,000
当期経常増減額			32,710,000

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			32,710,000
前期繰越正味財産額			132,572,643
次期繰越正味財産額			165,282,643

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注)

重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP153の様式例を参照）。